

佐賀藩大坂蔵屋敷の成立

森 泰 博

はしがき

佐賀藩大坂蔵屋敷については、早くも1927年に佐古慶三『佐賀藩蔵屋敷払米制度』（大阪市立高等商業学校大阪商業史学研究室紀要第1冊）が出版され、仲仕制度の史料紹介を中心に蔵屋敷を正面からとりあげた蔵屋敷研究の古典となっている。しかしそのあとが続かず、ようやく1988年に伊勢戸佐一郎・谷直樹「佐賀藩大坂蔵屋敷の建築と年中行事」（『大阪の歴史』25号）が発表され、1991年には『旧佐賀藩大坂蔵屋敷船入遺構調査報告』（大阪市文化財協会）が出た。しかもこれ迄の研究は18世紀、享保以降の時期の蔵屋敷を対象としたものである。勿論、蔵屋敷の盛期は18世紀前半であろうし、その時期の史料が多く残されている。現在、大阪商業大学に架蔵されている「佐古文書」の史料的価値は高く、これによって解明されるべき課題も多い。

蔵屋敷が出現した17世紀については、どの藩でも、まとまった史料が乏しい¹⁾。宮本又次「佐賀藩蔵屋敷の史料紹介」（宮本又次編『大阪の研究』第3巻、清文堂、1969年）に寛文元（1661）年の天満屋敷定帳と元禄6（1693）年の天満屋舗掟・天満屋舗科代条々写が収録されている佐賀藩も同様の事情である。

歴史研究においては、成立過程の解明がまず重要であるとの見地から、筆者

1) 近年、徐々にではあるが、17世紀の史料が発掘されている。福田千鶴「福岡藩政前期の京都・大坂蔵屋敷及び算用所関係史料の紹介」（『福岡県地域史研究』第14号、1996年）がその1例である。

はこれまで若干の藩の大坂蔵屋敷の成立史に取り組んできた。大坂蔵屋敷は、経営体でもある藩がその存続のため、自らの意思によって造った施設である。佐賀藩大坂蔵屋敷についても、その成立過程を断片的な史料から、出来る限り実像にせまってみたい。

I 鍋島家大坂下屋敷

豊臣家への奉仕のための鍋島家大坂屋敷は玉造にあった。龍造寺町という町名に残った龍造寺屋敷は、天正16（1588）年龍造寺政家が「大坂に赴き、太閤に仕へ、七月従四位下侍従に叙任」²⁾した時に遡ると思われ、天正18年政家の跡を相続した鍋島直茂の玉造の屋敷は、龍造寺屋敷とは別の場所と推定される。同年8月秀吉は人質を要求し、鍋島家一族の中から直茂の夫人と次男など5人がこの屋敷に滞在するようになった³⁾。直茂は慶長2（1597）年秀吉に朝鮮から呼び戻され、5月9日玉造の屋敷に数寄屋を用意し、秀吉を招待している。

このような上^{かみ}屋敷での生活や軍役奉仕を経済的に支える下^{しも}屋敷が必要であったが、下屋敷は蔵屋敷の先駆とみてよかろう。次に掲げる直茂書状は、鍋島家が天満に下屋敷を設けようとした発端を伝えている。

「 尚々、大坂屋造もはや出来候、黒甲州屋敷かい可申と存、代金四十五枚ニ相すめ候、ひろま・たい所・おうへ・書院・女房部屋・屏・矢蔵百廿間御座候間、代之儀ハよ分ニも在之由申候条、如此候、石壺へも右之旨、具ニ可申間候、

当年茶詰可申候間、我等まつほ、よき便ニさしのほせらるへく候、時分はつれ候ハぬ様ニのほせ可申候、仍梨子之木・もくれん相届、則内府様へ上進候、一段御機嫌よく候、輝元・安国寺・学校へもなしの木進之候て、御大慶共候、念を入のほせ候と御褒美なされ候、度々如申候、下国之儀□と延引申候、藤八祝儀も大坂ニ而可相調由、増右承候間、伏見普請もやめ申候、御祝儀六月に

2) 『新訂寛政重修諸家譜 第13』続群書類従完成会、1965年、285頁。

3) 『佐賀県近世史料』第1編第2巻、佐賀県立図書館、1994年、6～7頁。

4) 同上、第1編第1巻、735頁。

も成候ハ、相調、八九月之間ニも可下国と存候、何も儀定候ハ、用所彼是、態可申越候、かしく、

三月九日 加直茂（花押）

生三まいる

」⁵⁾

この書状に年度の記載はないが、鍋島直茂は慶長4年10月下旬に上坂し、5年正月を嗣子の勝茂と養子の藤八＝藤八郎高房と共に大坂玉造の屋敷で迎え、内府様＝徳川家康の要請で、同年6月15日に大坂を発って下国しており⁶⁾、家康は4年10月1日に大坂城西の丸に入り、5年6月26日上杉攻めのため大坂を発っているから、この書状の日付は慶長5年3月9日と断定できる。「黒甲州」とは黒田甲斐守長政のことで、同家の大坂屋敷は天満にあった。家康は姪を養女（実は保科弾正忠正直の娘）として、同5年6月6日に天満屋敷にいた黒田長政に興入れさせ、その9日後に大坂を出て関東に向ったが⁷⁾、長政も先鋒をつとめ出発した。かねてより長政は家臣の母里太兵衛らに対し「内府公、関東御下向の跡、もし騒動のことあらば、内府公御身方の大名の屋敷に定て番をつけ、妻子を人質として城中へ取入べし。いかにもして、我が母上と妻とを、ひそかに恙なく本国へ下すべし」⁸⁾と命じていたので、家臣は天満の町人、納屋小左衛門宅に一時長政の母・夫人をかくまい、後国元へ脱出させた。

鍋島直茂書状の「黒甲州家屋敷」が天満の黒田屋敷であるという確証は目下のところ見当たらないが、書状に書かれた屋敷の主な構成は広間・台所・書院・女房部屋・武器庫などで、規模も大きく、完全な上屋敷であることから、その可能性も大きいといえよう。それならば3月9日の時点で鍋島直茂との売買契約が成立していたとして、何故に6月になお黒田家がこの屋敷を保持していたのか。その説明はむつかしいが、黒田家としては、いずれこの屋敷は使えなくなると予想しつつも、長政の出陣と母・夫人の脱出までは屋敷を必要としたからであろう。

5) 『佐賀県史料集成』古文書編第11巻、佐賀県立図書館、1969年、2～3頁。

6) 『佐賀県近世史料』第1編第1巻、236頁。

7) 『新訂黒田家譜』第1巻、文献出版、1983年、312頁。

8) 同上書、315頁。

鍋島家としては、上方情勢の激しい動きの中で、下屋敷を整備する余裕もなく、勝茂は遅れて7月初旬に大坂を出発し、家康のあとを追う形で近江の愛智川まで来て石田側に阻止され、7月下旬大坂へ戻り、五奉行の指示で伏見城攻めに加わり、ついで阿濃津城・松坂城を攻めたが、関ヶ原の合戦における西軍敗退をみて、西軍から離脱し、9月18日大坂玉造の屋敷へ戻った。勝茂は切腹を覚悟したが、家臣が黒田長政に相談し、井伊直政や本田正信を通じて家康に詫びをいれ、柳川へ逃げ帰った立花宗茂を討ち取ることを条件に許され、9月26日大坂から海路佐賀に向った。直茂・勝茂が立花討ち取に成功したことで「内府祝着」の様子を勝茂に知らせた11月6日付井伊直政の書状に「此方御屋敷何事も無之候」と付記されている。同年暮には直茂・勝茂それぞれの夫人も大坂から下国し、翌慶長6年直茂の次男、半助（後の忠茂）を人質として江戸へ差し出した。⁹⁾ 同年3月伏見城の本丸再築工事が完了したことにより、家康は大坂城西の丸を出て伏見城に入り、その後数年は伏見を主に、江戸を従にする生活が続いた。慶長8年2月12日家康は、勅使を伏見城に迎え、征夷大將軍に任ぜられ¹⁰⁾、6月26日家康の意向で鍋島直茂の養子、藤八郎高房は秀忠に仕えさせるため江戸へ移された¹¹⁾。また「勝茂公御年譜」によれば、この年春に家康は名古屋に新たな築城を企て、諸大名に助役を命じ、鍋島家からも鍋島平五郎を頭人として分限相当の人数を出したという¹²⁾。それ迄に大坂玉造の屋敷は政権への奉仕のための上屋敷としての存在意義を全く失っており、史料にも現われなくなる。この段階では上屋敷に相当するのは伏見屋敷であった。同10年5月18日鍋島勝茂は、家康の姪（実は岡部内膳正長盛の娘）を継室として伏見屋敷へ迎え、婚儀を行っている。¹³⁾

慶長8年と推定される8月4日付黒田如水（孝高）書状に「天満屋敷普請相濟候由、祝着申候、又左衛門ニ尋候て筑前守前之屋敷ニ石候ハ、川舟ニ而我等屋

9) 『佐賀県近世史料』第1編第2巻、16～31頁。

10) 京都市編『京都の歴史 4』桃山の開花、学芸社、1969年、509頁。

11) 『佐賀県近世史料』第1編第2巻、32頁。

12) 同上書、32頁。

13) 同上書、33頁。

敷迄取下可被置候」¹⁴⁾とあり、黒田家が天満に下屋敷の普請を完了したこと、黒田長政の以前の大坂屋敷に石があれば新屋敷へ運び込んでおくよう命じたことがわかる。「黒田御用記」の添書は、以前の屋敷が「大坂長良」にあったという説に従う。「大坂長良」を天満の長柄町のあたりとすれば、以前の大坂屋敷は、慶長5年6月に長政の母と夫人が石田三成の手をのがれて脱出した天満の屋敷と同一となり、鍋島家を買ったという屋敷のことでもある。しかしこれを実証する史料は見当らず、断定できない。

『鍋島家文庫』の「慶長ノ頃御書物」に慶長10年7月26日付で天満屋敷詰役の業務を規定した「覚」が収録されているので、黒田家が天満で新たに下屋敷を設営した8年8月から程遠くない頃、鍋島家でも天満に下屋敷を設けたものと思われる。その場所がどこであったかは、上でふれた黒田家の「前之屋敷」がどこであったかの解釈とも関連して、確定が困難であるが、慶長初期の天満の町は天満堀川以東とみられるので¹⁵⁾、推定明暦元年「大坂三郷町絵図」に佐賀藩蔵屋敷が記載されている天満十一丁目下半町ではなく、天満堀川沿いか、これ以東の水運の便ある天満の町なかにあったとみるのが妥当であろう。

この「天満屋形」について規定した「覚」は次の通りである。

「 覚

- (1)一、従国本上方江指上候米船着岸之刻、穀員数我等請取を可出候間、与兵衛尉・市兵衛・水主允へ可相届候、但於在国は其方受取にて可相澄候事
- (2)一、米其外何色ニよらず、我等無切手出候義、停止可仕事
- (3)一、大坂天満詰之者兵糧之義、升かき丈夫にためし候て、俵にて可相渡候事
- (4)一、伏見詰之者兵糧之事、従国元米参着候而、宮部善右衛門へ申届、於天満ニ船たてニ可差渡候事
- (5)一、八木金銀之儀は不及申、何色ニよらず誰人借用候共、私ニ分別申儀可為停止事

14) 「黒田御用記」『福岡県史 近世史料編福岡藩初期(上)』福岡県、1982年、365頁。

15) 矢内昭「近世大坂の景観復原への試み」『講座日本の封建都市』第3巻、文一総合出版、1981年、128頁。

- (6)一、従国本運上之米、取拵銀に成候義、其方可存候事、遣方之儀は別条に可申付候事
- (7)一、天満屋形番、今之まゝ山田助左衛門申付、替掃地等可入念事
- (8)一、大坂天満有道具いささかの物たりとも、宮部善右衛門為奉行帳面ニ載、請取可置事
- (9)一、天満家并米蔵、或ハとうかい^(渡海)、或は上下之乗船共修理候義、銘々相改、書立を以可申聞候、我等切手にて断可申付候、但留主之時は誰々江談合申可相調候、前品々相定可召置事
- (10)一、其方請取置八木之儀、石井伊兵衛又其方ハ兩人ほと相付、蔵出入可申付事
- (11)一、何色ニよらず、月切ニ算用相究可申候事

慶長十年七月廿六日 納 千兵衛

とい

」¹⁶⁾

(1)(6)は登せ米の受容・換銀、(2)～(5)(10)(11)は米・金・銀の出納・算用、(7)(8)(9)は屋敷の維持・管理に関する規定であり、屋敷内には「家并米蔵」があって、米船が着岸し、蔵入れが行われたが、国元からの定例的な大量廻米と払米はまだない。「取拵銀」という表現がそれを示唆している。「諸役者之覚」¹⁷⁾によれば、納富千兵衛と石井伊兵衛の役職は「大坂米遣方存」である。慶長12(1607)年没の肥前の初期豪商、平吉茂慶が鍋島家「御蔵米を所々ニ差廻、数年之間、無疎御為能ク売立」¹⁸⁾てたように、大坂は最大の蔵米売却地ではなかった。各地の米価についての情報を集め、少しでも高値の所で蔵米を売却したが、鍋島直茂・勝茂ともにみずから場所・時期を指示している¹⁹⁾。荷船(渡海)や乗船の修理が大坂屋敷の管掌とされたのは、大坂が造船や船修理の地であったことによるが、国元と伏見、さらに江戸との中継点に位置し、船の乗替え港でもあった

16) 「慶長ノ頃御書キ物」鍋島家文庫(佐賀県立図書館架蔵)。

17) 同上、「慶長ノ頃御書キ物」

18) 「平吉家由緒書」『佐賀県史料集成』古文書編第17巻、佐賀県立図書館、1976年、186頁。

19) 『佐賀県史料集成』古文書編第11巻、8～9頁。

ため、九州の大名にとって大坂屋敷は必要であった。

慶長9年物成目安によれば、蔵入地物成は5万8千石程であり、このうち江戸料・伏見料のすべてを大坂へ廻送しても2万石余に過ぎない²⁰⁾。蔵入地が少く、幕府への忠誠を疑われないために、突然どのような多額の支出を強いられるかわからない大名財政では、その支出をまかなうべく、必要な量の蔵米を、その都度、必要な場所へ廻送せねばならなかった。前掲の「覚」は、このような段階の大坂下屋敷の業務を規定したものといえよう。

慶長19年冬の陣が始まり、11月29日大坂方は戦線を縮小して守りを固くするため、船場と天満に火を放って惣構の中に退いた。そこで東軍は惣構の真近まで攻め寄せ、大坂城を包囲した。鍋島勝茂は12月朔日、天満に陣を取ったが、東軍があまりにも多勢のため、天満では陣場が1万石につき3間という超過密な割当であったという²¹⁾。この放火と陣取により、大坂屋敷は壊滅したか、少なくともかなりの損傷を被ったと思われる。12月20日和睦により包囲は解かれ、翌20（元和元）年正月勝茂は下国した。しかし5月朔日には、夏の陣への参戦を求める家康からの書状が届き、勝茂は直ちに家臣を率いて出発し、5月8日西宮に着船したが、すでに大坂落城のあとであった。即刻上京して二条城で家康に謁見を許され、相国寺に宿泊、7月には再び下国した。

II 大坂蔵屋敷の成立

元和元（1615）年6月、松平忠明が摂津・河内両国のうち10万石の知行を与えられて、「城預り」として大坂へ移ってきた。この10万石の中には、天満・千波（船場）町地子5千石が含まれていた²²⁾。松平忠明は、大坂の復興と整備をはかり、市中の富豪で信用も厚い者を元締衆とし、町割りをさせた。元和2年2月町割りが一応完成し、屋敷地登録人も定まったので、元締衆に水帳を作らせ地子銀を徴収させた²³⁾。豊臣時代からの大名屋敷は没収され、大坂落城後に大

20) 長野暹『幕藩制社会の財政構造』大原新生社、1980年、55頁。

21) 『新修大阪市史』第3巻、大阪市、1989年、101頁。

22) 同上書、174～175頁。

23) 同上書、178頁。

名に取得された屋敷地は町人名義で登録されることになる。

元和2年8月10日付の鍋島勝茂覚書に「一、江戸詰切米取並伏見・天満・下関へ詰居候者ハ、一職、蔵入より仮米可相渡事」²⁴⁾とあり、領外に詰役の駐在していた屋敷が江戸・伏見・天満・下関にあったことがわかる。天満屋敷は、大坂冬・夏の陣による断絶があり、慶長期後半の下屋敷とは別の、天満堀川から西方の天満11丁目下半町にあった。但し、これがいつ設置されたかについては、史料が全く残されていない。

元和7(1621)年9月朔日付の「元和七年御蔵入凡之積」²⁵⁾に蔵入物成73,000石のうち28%余を米と銀で支出した内訳が記されている。このうち天満関係を拾うと、「一、米千石 天満詰六拾五人飯米并置米乗馬壺疋飼料」「一、米百貳拾石 右之運賃」「一、銀拾五貫目 天満小遣料」がある。「天満詰六拾五人」は人数とすれば多過ぎるから、扶持数の合計であろう。それにしても「江戸詰七拾四人半」との差は僅かで、屋敷の規模も大きかったと推定できる。大坂廻米量は1000石だけのように見えるが、支出の残り米52,494石余は借銀の返済に当てられたようなので、その一部は大坂・京都へ廻送されたとも考えられる。次に掲げる「元和八年御蔵入物成目安被差上候内之覚」²⁶⁾は「御国元引残米」を上方借銀返済に当てるよう決めている。

「元和8年御蔵入物成目安被差上候内之覚

一、米12,533石517合7勺 大坂上米

此内3000石ハ勝茂様御上洛迄ハ天満御蔵ニ可被入置由、勝采女方江被仰付候。御上路之節、諸事御遣方ニ可被成由候。相残ハ直段見合、早々銀ニ成シ、上方御借銀返弁可被申通、是又采女方江今度被仰遣候。

一、米3,500石 江戸上米

此内1000石ハ江戸置米ニ被成儀候。余は銀ニ成シ候而諸事之御遣方ニ何とぞ可被召置由候。

24) 『佐賀県史料集成』古文書編第8巻、佐賀県立図書館、1964年、283頁。

25) 「泰盛院様御代御書物書抜 二」(佐賀鍋島家文庫)

26) 「泰盛院様御代御書物書抜 二」

一、米16,018石260合9勺4札 御国元引残米

但、其元直段之見合、早々銀ニ成、上方御借銀返弁可然由候事。

一、米513石330合 水野八郎兵衛ニ渡米

但、当秋時分迄ハ入間敷御校量ニ候間、是又早々銀ニ成シ、上方御借銀返弁之内ニ可被相加由候事

已上

右は其方より被相越候目安之内

但、利足1月1貫目ニ付而11匁宛

一、銀200貫目 此程京御借銀

但、利足1月1貫目ニ付13匁宛

一、銀50貫目 此程江戸御借銀

右二ヶ条ハ嬉野織部ニ而被仰遣候借銀之外也。為御心得申遣候。 已上

卯月廿日

中野忠兵衛判

吉富源右衛門判

鍋 平右衛門殿

石 又左衛門殿

大木兵部殿

12,533石余の大坂登せ米の内、3,000石は大坂屋敷の米蔵に入れておいて藩主の参勤の費用にあて、残りは米価の動きを見て早々に換銀し、上方での借銀の返済を予定している。江戸廻米3,500石は、1000石の備蓄のほか江戸での経費にあてる。国元に残った蔵米は早々に換銀して上方での借銀の返済に加えている。城普請手伝や参勤など幕府勤役のための出費の不足分を上方での借銀でまかない、大坂登せ米の売払いによって返済するという、大坂蔵屋敷の最も基本的な役割を、すでに大坂屋敷は果たしていたといえる。

上方借銀発生の直接の要因は、表1のような度重なる城普請手伝であった。慶長期では14~15年の名古屋城普請手伝が最大の打撃であった。元和以後では6年の大坂城再建が大事業となり、鍋島家では従前の借銀と城普請手伝による借銀の合計が2,600貫目に達した²⁷⁾。また間接的な要因として、大名の蔵入地の

27)『佐賀県史料集成』古文書編第14巻、佐賀県立図書館、1973年、314頁。

表 1 鍋島家の城普請手伝

慶長 7 (1602)	伏見城	「被仰付候由」
8	名古屋城	〃
10	江戸城	〃
13	駿府城	
14~15	名古屋城	
16	江戸城	「相勤候由」
19	江戸城	
元和 2 (1616)	大坂城	「相勤候由」
5	江戸城	囲石運送
6	大坂城	
寛永元 (1624)	大坂城	
5	大坂城	
12~13	江戸城	

「吉茂公御年譜卷之六」(『佐賀県近世史料』第1編第4巻、223~226頁)より作成。

狭少が挙げられる。鍋島家では慶長16(1611)年と元和7(1621)年に蔵入地の拡大を実施し、その結果、蔵入地物成は慶長9年58,396石から寛永5(1628)年118,857石になった²⁸⁾。

初期の借銀が臨時の課役により生じたのに対し、幕藩体制の成立といえるような制度化された時期になると、参勤交代と在府に伴う出費が藩財政を圧迫する。佐賀藩は寛永14年まで連年参勤であり、翌15年から隔年参勤、慶安2年から半年参勤となった。元和8年諸大名の夫人の江戸詰が命ぜられ、鍋島勝茂夫人も江戸に向かい5月3日天満の屋敷に到着し、ここに5日間滞在しているので、それが可能な殿館が大坂屋敷にあったことがわかる。この家族ごとの出府に同道した吉富源右衛門は鍋島生三宛の8月17日付の書状で、藩主家族の出府道中、すでに銀400貫目を支出したこと、近いうちに御門・御産所・書院の造作で200貫目内外必要であること、また10月21日付書状で「銀子御遣方日ニ増多罷成」当座の備えとして江戸の町衆から銀40貫目程借用しており、大至急銀子を送ってほしいこと、を記している²⁹⁾。

28) 長野暹『幕藩制社会の財政構造』51・62・83・190頁。

29) 『佐賀県史料集成』古文書編第13巻、佐賀県立図書館、1972年、181~182頁。

借銀返済の原資は基本的には蔵米売払代銀であり、勝茂は早くから登せ米に積極的で、筑前の姪の浜や下関に蔵床を借り、登せ米の中継基地として米蔵を建てるなど³⁰⁾、登せ米量の増大につとめた。また正保2(1645)年閏5月23日付の勝茂覚書では、藩が300石積の廻船を作らせて町人に貸しておき、必要に応じて登せ米の輸送に使用したいという意向をのべ、領内津々浦々の大型廻船の調査と300石船を楠・松・栂で建造した場合の材料別1艘の建造費見積書の提出を命じており³¹⁾、同じ年と推定される8月15日付勝茂書状では、大坂の売船の中から300石積ほどの船10艘を買うよう申し付けているなど³²⁾、登せ米の輸送手段にも配慮した。寛永4(1627)年8月14日付の勝茂の「覚」では、同年の「上方ニ而売立」を「米五万石、此銀千貫目」、「御国元ニ而売立」を「米四万石、此銀五百七拾壱貫三百目」と算定している³³⁾。元和末から寛永初期にかけての大坂登せ米の急増が明らかである。

大坂へ積み登された蔵米は蔵屋敷の蔵に入れられたが、一度に大量に入荷した場合は蔵本の蔵に入れられることがあり、蔵屋敷の施設が整わない間は、登せ米は常に蔵本の蔵か借蔵に入れられた。その蔵屋敷の蔵米を常例的に引き受けて米仲買に売捌く米問屋が初期の町人蔵本であり、蔵屋敷とは相対取引で、代銀回収に責任を負うから、蔵屋敷から見れば蔵本も米代銀引負をおこす。

元和6年以降のものというだけで年次不明の河副太兵衛尉の鍋島生三宛書状によれば³⁴⁾、支藩小城領の登せ米の売払いを本藩の蔵屋敷が引き受けていたようで、3艘の積船で参着した小城藩の蔵米を肥前屋善左衛門所有の蔵に入れ、本藩蔵屋敷の詰役人らが相談し「御為ニ罷成候様才覚」して売却している。この肥前屋善左衛門は、延宝7(1679)年刊の『懐中難波すゞめ』で佐賀藩大坂蔵屋敷の蔵本・銀掛屋となっている肥前屋治右衛門の父であり³⁵⁾、善左衛門自身、

30) 『佐賀県近世史料』第1編第2巻、363頁。

31) 『佐賀県史料集成』古文書編第10巻、124～125頁。

32) 『佐賀県史料集成』古文書編第8巻、321頁。

33) 「泰盛院様御代御書物書抜 二」

34) 『佐賀県史料集成』古文書編第18巻、1977年、210頁。

35) 森田平次『温故集録』17、金沢市立図書館蔵。

この書状の時期に本藩蔵屋敷の蔵本であった可能性が高い。管見の限りでは、史料に現われた最初の本藩大坂蔵屋敷の蔵本は上嶋屋甚左衛門である³⁶⁾。これは慶安4(1651)年の史料であるが、この時期の蔵本は複数であったから、肥前屋善左衛門も蔵本であっておかしくはない。明暦元(1655)年作成とされる「大坂三郷町絵図」には、まだ小城藩の大坂蔵屋敷は記載されていないが、『難波すゞめ』では中之島肥後嶋町に蔵屋敷があり、蓮池藩の蔵屋敷も記載されている。いずれも本藩の配慮と支援によって出来たものと思われるが、先の書状は支藩の蔵屋敷設置まで本藩が支藩の登せ米の売払いを代行していたことを示唆している。

大坂米市場の発展と諸藩の大坂登せ米量の一層の増大とが相まち、蔵米は米仲買の入札により円滑に売捌かれるようになり、蔵本の役割もこの入札の管理と米の蔵入・蔵出の管理が主たるものとなった。寛文元(1661)年の「天満屋敷定帳」では佐賀藩大坂蔵屋敷でも蔵米売払いは入札制となっており、蔵本・掛屋は肥前屋治右衛門1人であった。

おわりに

鍋島家のような西国外様大名は、幕府への勤役奉仕を全うして藩として生き残るため、蔵入地を拡大して藩財政を確立し、歳入不足は上方での借銀で補い、大量登せ米の売払いにより借銀の元利払いを継続しようとする。こうした一連の施策の核として造り出されたのが大坂蔵屋敷である。

その成立過程を断片的な史料によって辿ってきたが、屋敷の機能ではなく、屋敷の位置や建物についての史料が全く残されていないため、慶長6年以後の大坂屋敷の場所および大坂落城後の蔵屋敷の始まりについて確定することが出来なかった。今後の課題としたい。その解決には、天満をはじめ大坂三郷の開発過程の着実な追究による史料の見直しが必要であろう。

(筆者は関西学院大学商学部教授)

36) 長野暹『幕藩制社会の財政構造』209頁。